

農林水産大臣談話

平成20年10月31日

- 1 事故米穀の不正規流通問題については、消費者をはじめとする国民の皆様に変な御心配・御迷惑をおかけしており、改めて深くお詫び申し上げます。

私は9月24日に農林水産大臣に就任すると同時に、私を本部長とする事故米対策本部を立ち上げ、同月28日には工程表を明確にして、事故米に関する取組みを進めてまいりました。

- 2 既に、事故米穀を今後二度と流通させないようにするため、

- ① 輸入検疫で食品衛生法上問題があるとされた米麦については、輸出国等への返送又は廃棄を行うこととし、国と輸入業者との契約でこれを明確にしました。
- ② また、国の在庫保有中に問題が生じた場合は、これを廃棄処分することとし、処分を開始しております。

こうした再発防止策については、今後も徹底して取り組んでまいりたいと考えております。

- 3 本日は、流通ルートの解明状況の全体像を取りまとめるとともに、事故米と知らずにこれを使用した善意の事業者の方々に対する経営支援策を決定する等、事故米に関する農林水産省の取組みの中間的総括を行いました。

- 4 流通ルートの解明状況につきましては、

- (1) 三笠フーズ(株)の事件を契機に、他の事故米穀の販売先16社の一斉点検を行ってまいりましたが、この結果、(株)浅井、太田産業(株)、島田化学工業(株)について、購入目的以外への使用が確認され、三笠フーズ(株)とこれらの事業者について流通ルートの解明を鋭意進めてまいりました。なお、東伸製糊(有)については、帳簿類の廃棄等により購入目的どおりに使用されたか確認できない状況となっておりますが、今後とも調査を継続してまいります。

- (2) カビ毒であるアフラトキシンが検出されている米は、三笠フーズ(株)ルートのみで流通しましたが、販売先は酒造メーカーのみであり、県・農林水産省・(独)酒類総合研究所のいずれの分析でも、製品からはアフラトキシンは検出されておられません。また、事故米穀を原料とする製品の流通在庫は回収されており、今後市場流通する可能性はありません。

- (3) 残留農薬基準を超えるメタミドホス、アセタミプリドが検出されている米は、三笠フーズ(株)、(株)浅井、太田産業(株)のルートで流通しましたが、食糧法に基づく報告徴求命令(罰則付き)をかけても販売先を提示しない事業者等に関する部分を除いて、解明を終了しました。

これらの事業者に販売した時点での事故米穀のメタミドホス、アセタミプリドの濃度は、食品衛生法上の基準値(いずれも0.01ppm)を上回っているものの、それぞれ0.06ppm、0.03ppmと比較的低い濃度であり、食品安全委員会が一生涯食べ続けても健康に悪影響がないとして定めた一日摂取許容量に比べても十分に低いレベルですので、健康に悪影響が出る心配はないとされております。

- (4) これ以外の横流しされた事故米穀は、一般のカビ米(カビ毒は生じていない)であります。これは、三笠フーズ(株)、(株)浅井、太田産業(株)、島田化学工業(株)、東伸製糊(有)のルートで流通しましたが、帳簿類が廃棄されているケース等を除いて、解明を終了しました。

- ① 一般のカビ米については、これらの事業者の販売する段階でカビ毒が生じていないことが確認されていること
- ② 農林水産省が都道府県(保健所)とともに調査した結果、カビの付着した部分から取り除かれ通常品と変わらない状態で流通していたことが確認されていることから、流通した製品は、食品衛生法違反に該当しないか、該当しない蓋然性が高いものです。また、賞味期限等から既に消費済みであり、今後、市場流通する可能性はないと考えられます。

- (5) 以上のように、流通ルートについて解明できるものはすべて解明を終えたところであり、消費者の方々に御心配をおかけする状況はなくなったものと考えております。

- 5 事故米と知らずにこれを使用した善意の事業者の方々に対する経営支援策につきましては、

- ① 製品の回収・廃棄等に要した経費
- ② 事業者名の公表から6ヶ月間における売上総利益の減少相当額
- ③ 経営安定のための運転資金の借入れを行った場合の1年分の金利

について、支援措置を講じることいたしました。

善意の事業者の方々の経営に支障を生じないように、支援金の交付ができるだけ早く行えるようにしてまいります。

また、本支援措置を適正に執行していくため、公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等から成る第三者委員会を設置し、案件ごとに確認することとしております。

なお、この経営支援の実施に当たり、農林水産省全体として経費の節減などに最大限の努力を行っていく考えです。

6 国家公務員倫理法に違反した職員については、国家公務員倫理審査会と協議の上、本日処分を行いました。事故米穀の不正規流通問題の関係職員の処分については、内閣府に設置されている「事故米穀の不正規流通に関する有識者会議」における、これまでの行政対応の検証結果が出るのを待って、速やかに厳正な処分を行うこととしております。

7 今後は、

① 米のトレーサビリティ、米関連商品の原料米原産地表示を含めた米流通システムの見直し

② 農林水産省の業務・組織の見直し

を鋭意進め、11月中にその骨格を固めてまいりたいと考えております。

また、食品について問題や事故が発生したときの食品企業等による自主的な公表や回収等のあり方についても、消費者の信頼の確保等の観点から多角的に検討し、速やかに論点を整理したいと考えております。

8 私は、農林水産省がBSE問題の経験を生かせなかったことを重く受け止め、その反省の上に立って、農林水産省の職員の意識や組織の体質を根本から改革していく必要があるものと考えております。

農林水産省の職員一人一人が、消費者のことを真剣に考え、食の安全を守るとの強い意識をもって、政策・業務の改善・充実にまい進できるようになるまで、全力をあげて農林水産省の改革を実行してまいりますので、国民の皆様の御理解の程、よろしくお願い申し上げます。